

声 明 文

北海道猟友会は、近く予定されている「銃砲刀剣類所持等取締法」の改正に反対します。

改正法では、ハーフライフル銃の種別がライフル銃と同じとなり、ハーフライフル銃の所持許可申請には散弾銃を10年間所持することが必要となる。

改正するきっかけは、昨年5月に長野県中野市で発生し4の方が亡くなられた殺人事件で、ハーフライフル銃が使用されたことが規制強化に繋がったとされているが、問題の本質は銃を使用した容疑者にあり使用された銃の種類ではないことは明らかである。

したがって銃の種類を規制することが再発防止に資するとは考えられないものである。

散弾銃(スラグ弾)は、有効射程距離が50m程度であり、ヒグマ猟では捕獲に必要な距離を確保できないことから極めて危険で使用できない。

また、エゾシカ猟では、有効射程距離が最低で100mから200mの猟銃が必要であり、散弾銃での捕獲は極めて困難である。

北海道の狩猟を始める者のほとんどはエゾシカの捕獲を目的としており、有効射程距離が150m程度あるハーフライフル銃(サボットスラグ弾)を使用している。

エゾシカの捕獲頭数は、狩猟と有害鳥獣捕獲によって狩猟者1人あたり22頭、全体で14万5千頭を捕獲しているが、農林業被害額は45億円に達し近年は更に増加傾向にある。

北海道猟友会の4,700人の第一種会員(銃猟)は、毎年高齢等によって狩猟を辞める者が250人前後退会し、狩猟を始める新人会員が250人前後入会して、横ばいの状態が続いている。今回「銃砲刀剣類所持等取締法」が改正されると、エゾシカ猟もできない散弾銃を使用して狩猟を始める者が激減することは明らかである。

このことから今後狩猟者が急激に減少し、全道各地でエゾシカやヒグマの狩猟や有害鳥獣捕獲の担い手が不足する深刻な事態となる。

したがって、北海道猟友会は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の改正によるハーフライフル銃の規制強化に断固反対する。